

第 1 1 章

原子爆弾被爆者援護事業

1 原子爆弾被爆者援護事業

被爆者に対する保健・医療・福祉にわたる総合的な援護対策を実施しました。

(1) 被爆者健康手帳等交付状況

実施主体は神奈川県であり、本市は進達業務を行いました。

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

区 分	交付者数
被爆者健康手帳	246
第一種健康診断受診者証	1
第二種健康診断受診者証	7
被爆者のこども健康診断受診証	434
計	688

(2) 療養費・医療費助成事業

平成 22 年度政令指定都市移行により、市単独事業の実施を開始しました。

ア 原子爆弾被爆者はり・きゅう・マッサージ療養費助成事業

原子爆弾被爆者に対し、健康を保持するとともに福祉の増進を図ることを目的に、はり・きゅう・マッサージ療養費の一部を助成しました。

イ 原子爆弾被爆者の子に対する医療費助成事業

原子爆弾被爆者の実子に対し、健康の保持及び向上を図ることを目的に、医療費を助成しました。

(平成 30 年度実績)

事業名	件数
原子爆弾被爆者はり・きゅう・マッサージ療養費助成事業	28
原子爆弾被爆者の子に対する医療費助成事業	83